

懲戒処分等の公表基準について

制定 令和2年4月1日

教育委員会が行った懲戒処分等（市立学校（幼稚園を含む。）の教育職員（非常勤講師を含む。）、学校栄養職員及び事務職員（高等学校、総合ビジネス専門学校及び幼稚園の事務職員を除く。）に対する処分等に限る。）については、次のとおり公表することとする。

1 公表する処分等

- (1) 地方公務員法に基づき懲戒処分を行った場合
- (2) 上記に合わせて行われた監督者等への措置
- (3) 市民生活に直接影響のあるような事案や社会的に影響を及ぼすような事案について行われた措置

2 公表する内容

(1) 公表事項

被処分者の所属校種、職名、年齢、性別、処分の種類、時期及び事実の概要とする。

(2) 氏名等の公表

次のいずれかに該当する場合は、(1)に加え氏名及び学校名を公表する。

ア 免職の懲戒処分を行った場合

イ 警察発表等によって既にその所属名や氏名が明らかになっている場合で社会的な影響が大きい場合

3 公表の方法

停職1ヶ月以上の処分を行った場合は記者発表することとし、それ以外の処分については、原則として、文書にて公表することとする。

4 公表の例外

被害者のプライバシー保護に配慮が必要であって、被害者から事実の概要について非公表の希望がなされた場合又は公表により被害者が特定されるおそれがある場合にあつては、公表内容の一部を控えることとする。